

協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

23区及び多摩地域の各市町村の【酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
- 例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
- 例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

23区及び多摩地域の各市町村の【カラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

協力金の対象外

- 例1 従来から営業21時まで
- 例2 時短後、営業24時まで

協力金の対象

- 例3 時短後、営業22時まで